

弘前市土木工事縦覧資料作成要領

1. 適用

この要領は、弘前市（上下水道部および農林部発注工事を除く。）が行う土木工事における縦覧資料作成に適用する。

対象は、青森県県土整備部制定および国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」により積算された、予定価格が130万円を超える工事とする。

2. 用語の定義及び構成

用語の定義及び構成については、青森県県土整備部制定「設計書作成要領【土木工事】」を参照すること。

3. 縦覧資料

縦覧資料は、「設計図書」「参考資料」を発注工事毎に個別に作成し、それぞれの作成資料および使用区分は以下のとおりとする。なお、参考資料は工事価格の円滑な見積りに資する資料であり、工事請負契約を拘束するものではない。

使用区分		作成資料
設計図書	参考資料	
○		① 特記仕様書
	○	② 積算情報
	○	③ 金抜き設計書（本工事内訳書、単価表※）
	○	④ 数量計算書（数量集計表、詳細数量計算書）
○		⑤ 図面（位置図、平面図、縦断図、標準横断図、横断図、一般図、構造図等）
	○	⑥ その他必要な資料（積算用参考単価一覧表等）

※施工パッケージ構成比記載の単価表を除く。

4. その他

これにより難しい場合は適用しない場合がある。

5. 附則

この要領は、令和5年6月1日から施行し、同日以降の公告に適用する。